

3人以上お子さんがいる方へ

こども医療費助成制度拡充

平成29年9月から



3人以上の児童がいる世帯（多子世帯）の医療費の助成が広がります。

対象者

出生の日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（婚姻している者および保護者の扶養でない者を除く。）を3人以上養育する世帯（多子世帯）のうち、小学校入学から中学校卒業までの子ども

助成の内容

対象者に対する通院に係る保険対象医療費の自己負担のうち、1カ月1医療機関200円を超えた額を助成します

つまり!!

中学校卒業まで、窓口での自己負担額が1カ月1医療機関200円になります!

助成を受けるには、新しい受給証（そら色）が必要です
こども未来課の窓口で受給者証の交付申請をお願いします!

実施時期

平成29年9月1日以降の診療分から助成します

制度概要



		0歳～2歳	3歳～小学校就学前	小学校卒業まで	中学校卒業まで
入院		1カ月1医療機関 200円			
通院	多子世帯 (3人以上の児童がいる世帯)	1カ月 1医療機関 200円	1カ月 1医療機関 200円	平成29年9月診療分から実施 1カ月1医療機関200円	
	その他の世帯 (従来と同様)	1カ月 1医療機関 200円	1カ月 1医療機関 200円	<ul style="list-style-type: none"> 1医療機関のみ受診の場合 1カ月1医療機関 3,000円 複数医療機関を受診の場合 1カ月の医療費自己負担額を合算して、 3,000円を超えた額を助成 	

問合せ先

亀岡市健康福祉部こども未来課
(亀岡市保健センター内)

TEL: 0771-25-5027